

第 4 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年 6 月 7 日 提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 1 年熊本県条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「及び低病原性鳥インフルエンザ」を「、低病原性鳥インフルエンザその他知事がこれらに相当すると認める家畜伝染病」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成 3 1 年 2 月 1 9 日から適用する。

（提案理由）

感染症防疫作業手当について、国家公務員における取扱いを踏まえ、対象となる家畜伝染病を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。